

(別紙)

株式会社ゆうちょ銀行は、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 52 条の 36 第1項の規定に基づく許可を受けた銀行代理業者である日本郵便株式会社に対し、本件認可業務を委託しようとする場合には、あらかじめ郵政民営化法第 110 条第 1 項の規定に基づく認可を申請すること。

以 上